

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年3月7日(木) 熊本県庁防災センター地下1階 B1会議室	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 谷本 たまみ (税理士) 辻本 剛三 (熊本大学客員教授) 原島 良成 (中央大学大学院法務研究科 教授)	
審議対象期間	令和5年10月1日 ~ 令和5年12月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（５）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【R3～5年度第3四半期の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（５）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料1～4を報告</p>

意見・質問	回答
<p>○意見等なし</p> <p>【入札不調等の発生状況について（資料2）】 ○月別件数で見ると4月が多くなっているが、これは例年の傾向か。もしそうだとすれば4月の不調不落が低くなるように、何か対策を講じられていたら教えてほしい。</p> <p>【指名停止の運用状況一覧（資料3）】 ○3番4番の理由に妨害罪等とあるが、具体的にはどういう妨害で4か月となっているのか。負傷に比べてもかなりきついと思うが。そこを説明していただくとありがたい。</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料4）】 ○意見等なし</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料5）】 ※抽出委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料6）】 <<随意契約>> （1）初神谷川（4001）2年発生砂防災害復旧（3過年）工事</p> <p>○一度一般競争入札を行ったが不調であったという経緯だが、その時の予定価格、県庁側の積算とこの随契に至った今回の積算は同じか。</p>	<p>○データで見ると今年度が29.4%、昨年は12%、令和3年は15%となっており、毎年4月が多くなっているわけではない。今年が高かった理由としては、県南地区の災害関連工事の不調が続いていることが考えられる。</p> <p>○指名停止の根拠になった事件は、串間市が発注した消防庁舎新築工事の設計業務。これに関して、串間市の副市長以下5人が逮捕されたという事件。事件の詳細は報道によると、容疑は久米設計に落札させようと競合して、指名業者の選定案を同社に有利な内容にするなどして、公正な入札を妨害した疑いということになっている。</p>

意見・質問	回答
<p>○1回目に応札者がなかったというのは、何か理由があるのか。</p> <p>○最初の入札が令和5年7月、再度見積もりを取ったのが11月だが、最近は物価高もある。入札金額は同じということは、予定価格が変わっていないということか。</p> <p>《指名競争契約》</p> <p>(2) 百貫急傾斜地他単県砂防施設維持工事</p> <p>○初歩的なことを教えていただきたい。これは一般競争入札ではなく指名競争入札だが、どういう条件か、金額が条件か。</p> <p>○となると、今回112社も対象事業者がいる中で10社を絞り込むという、職人技というか担当者の目利きが重要になってくると思うが、結果として辞退が6、棄権が2あるということで、やはり説明が求められるところかと思う。なぜ選びに選んだ、この10社がこれだけ辞退や棄権を生じているのかを県民向けにどう説明されるのか、お尋ねする。</p>	<p>○はい。同一価格になっている。</p> <p>○各業者の手持ち工事が球磨管内ではかなり多い状況で、まだその時点では技術者を配置できる余裕がなかったのではと考えている。</p> <p>○入札価格についてはどの時点の単価で設計して予定価格を出しているかを公告段階で示しており、さらに、契約時点で当然物価の変動があるので、それに合わせて設計の変更を行うこととしている。</p> <p>○金額である。3000万円以下は指名という決まり。</p> <p>○本業務に限らず、維持管理業務、道路や他の施設もあるが、全般的にこういう維持管理業務については不調が多い状況になっている。中身を調べると、金額自体が改築工事等に比べて大きくないという理由と、中身が人件費が多く利益が上がりにくいというのもあると思われる。それから、特</p>

意見・質問	回答
<p>○この工事は要するに伐採であり、何かを持ってくるといわけではないということでしょうか。</p> <p>(3) 阿蘇管内国立公園満喫プロジェクト推進事業第1号工事</p> <p>○指名競争入札のときも、1社入札はやり直しになるのか。</p> <p>○その入札の方法についての質問だが、1つ前の案件では2社入札のうち1社の入札金額が予定価格より大幅に上回っているが、これは失格となるのか。予定価格がオープンになっているのに、何で予定価格より上に入れてるのかと思ったのだが。</p> <p>○仕組みはわかったが、あらかじめオープンになっている予定価格よりも上の価格をあえて入れてくるのは、1者入札によるやり直しを避ける形になってしまうが、意図してやったとかそういう話ではないということか。落札する気がないものを入札があったと扱っていいのか疑問に思った。</p>	<p>に今回のケースだと、現場が家の裏になり、場所によっては搬入路が非常に工夫がいるところが多くなっている。そういう条件が重なった工事になっている。</p> <p>○はい。</p> <p>○はい。1者入札は不可となる。</p> <p>○入札としては失格ではなく、落札の対象にならないというだけで、有効な入札として捉えている。</p> <p>○本県の場合は、予定価格を事前公表しているため、予定価格を超える入札というのは、普通はないような感じだが、事前公表していないところは予定価格を超える入札というものも通常はあり得るもので、入札としては無効ではなく、落札の対象にならないという考え方。 我々が様々な業界と話をするなかで、物価も上がり予定価格が低いのではという話もたくさんいただいている。自分のところならこれだけかかると</p>

意見・質問	回答
<p>○消費税の計上が内訳書で提出されてくると思うが、入札金額は税抜き価格か。</p> <p>○というのが、税込み価格だと基準内に入っているのか、そういう勘違いが生じている可能性はないのか。</p> <p>○そういうミスを防ぐ手立ては。</p> <p>○予定価格を公表する場合しない場合があるとのことだが、基準は何かあるのか。</p> <p>○各県違うのか。</p> <p>○指名入札のときは指名された業者は必ず入札に応じなければいけないものなのか、断ると次回から指名がかかりにくくなるのかそんなことはないという理解でよいか。</p>	<p>主張をするのは確かにあるかと。今回はたまたま1社だが、もしこれが10社全部超えてくれば、我々も積算本当に大丈夫か、とわかるため、素直にこういう入札の結果だと受けとめているところ。</p> <p>○はい。</p> <p>○確認はしていないが、もしかしたらあるかもしれない。</p> <p>○この場ではまとまらないが、積算の体系を明らかにする等取り組んでいるので、受注者の積算能力は年々上がってきているのではというふうに、肌感覚としては感じている。</p> <p>○基準は、県独自で決めていいようになっている。きちんと積算しなくなるのではないかとか、予定価格に金額が集中するのではないかとか、そういったデメリットもあり、全国的には予定価格は事前公表しないという流れになっている。一方で、全国的にも予定価格を探ろうとする動きや贈収賄事件が今も起きており、そういったものを避けることを目的に、平成13年に始めたのがこの予定価格の事前公表。予防効果があると思っており、県としては事前公表を続けている状況。</p> <p>○はい。</p> <p>○はい。指名は一方向的に指名するもので、手持ち</p>

意見・質問	回答
<p>《条件付一般競争入札》</p> <p>(4) 大平川(4416)2年発生砂防災害復旧(3過年)工事 他合併</p> <p>○1者入札を可とする理由が、特に緊急を要する工事のためとのことだが、その緊急性を判断する基準があれば教えていただきたい。</p> <p>○初歩的なことだが、事故繰りという言葉をよく聞いていたが、正確に把握していないので言葉の運用を教えてほしい。</p> <p>○この「事故」という定義は何かあるのか。</p>	<p>工事があり単純に対応できない等、いろいろな事情があるため、棄権でも辞退でもペナルティはない。</p> <p>○緊急性を必要とする場合の事例として、令和4年12月から令和2年発生災害復旧工事についてはすべて対象にしている。2年以上経ち、急いで進めていかなければいけないところ。また、予算の関係もあり、繰り返し再入札しても時間的にもったいない、間に合わないというような考え方で、このような取り扱いを全県で行っている。</p> <p>○事故繰越だが、予算を編成した年度、例えば令和4年度予算を令和5年度に使うときに、明許繰越というが、もう1つ繰り越して4年の予算を令和6年まで再度繰り越すという用語。</p> <p>○予算は、予算がついた年度に契約するか、そもそも契約しなくても翌年度の明許繰越の中で契約して、2年間で終わるイメージで予算は使っていくもの。もともと単年度主義があり、通常、複数年にわたる場合は債務負担行為という制度があり、繰越制度とは別に複数年で仕事をするという取り決めがあるが、事故繰越は当該年度の予算を、明許繰越をしてもなおできなかったことであり、何らかの事故が起きて、繰り越したというものではない。</p>

意見・質問	回答
<p>○資格のところに熊本県内に主たる営業所を有するという項目があるが、この営業所という意味は、本社でなくてもいいという理解でよいか。</p> <p>(5) 牛深漁港水産物供給基盤機能保全（牛深ハイヤ大橋橋梁補修）工事 他合併</p> <p>○1者入札可の理由で、非常に具体的に可の理由が述べられているが、県庁側には可とする抽象的な基準があって、それに案件を当てはめて判定をしているのか。それとも特段基準はないのか。</p> <p>○一者入札が可というのは、事前に公表されるものか。</p> <p>○ちなみに今回の鋼構造物の基準に該当する業者はどれくらいあるのか。</p> <p>○その中で1社しか入札がなかったということか。</p> <p>○工事番号は令和4年度と書いてあるが、これがなぜ令和5年10月に入札手続きを行うことになったのか、工事番号と入札の違いについて説明いただきたい。</p>	<p>○主たる営業所は本社を意味している。</p> <p>○県庁全体のルールとして、1者入札を可にする場合を4点挙げている。先ほど出てきた、特に緊急を要する場合と、特別な技術が必要である場合と、特別な機械を必要とする場合と再度の入札、この4点をルールとして決めており、具体的な緊急の話や、特別な技術、特別な機械はその都度判断する取扱いとしている。</p> <p>○はい、公表している。</p> <p>○30社程度。</p> <p>○はい。</p> <p>○まず工事番号令和4年度というのは本工事の予算年度が令和4年度ということ。今回損傷が発見されたのが令和3年8月で、その後学識経験者ら</p>

意見・質問	回答
<p>○技術検討委員会には落札業者は関与していないということでしょうか。</p> <p>○基本的には支承をすべて、今回補修するという理解でよいでしょうか。</p> <p>○何らかの要因で損傷がわかり、よく見てみると傷んでいると。さらに見てみるとなかなか難しい案件だから委員会を開いているいろいろな先生方の意見を伺うということで、結果的に繰り越しとなった。今年の3月29日まで延びたのはそういう理由で延びたという理解でよいでしょうか。本来は今年の3月に終わる予定だったが、何かの要因でなかなか難しそうだから、委員会開いて助言をいただき、そのうえで再度対策方法を練り直し、工法が決まるのが遅れた結果、工事の完了時期が1年延びたという、理解でよいでしょうか。</p> <p>○本来は8月の委員会でこういう方法でやると決まった段階で、約5ヶ月でできるという見込みだった、見込み違いということか。</p>	<p>による技術検討委員会を設置し、そこでの議論、5回ほどこれまで議事検討委員会やっているが、第4回から第5回までの間、具体的に言うと8月に工法が決定できたということで、それから入札準備に入り、開札が令和5年10月となっている。</p> <p>○はい。</p> <p>○はい。</p> <p>○工法が決まったのが昨年の8月で、それから入札に至る準備を行ったもの。当初の工期が12月から3月までだったので、3ヶ月ほどしかないという工期での契約であった。今回の工事が14億6千万円程度で、標準的な工期設定でいくと、1年数ヶ月はかかるような工事があるが、これを契約した後に国の繰越承認が得られたため、令和7年の3月14日まで延長を行った。</p> <p>○5ヶ月ではとても終わる工事ではない。今回契約したこの工事事故繰越によって令和7年3月14日まで延ばしたということ。事故繰越は契約後に、繰越承認を得て伸ばせるという仕組みのため</p>

意見・質問	回答
<p>○基本的には緊急性を要するほど危険な状態ではないという理解でよいか。1年延ばしたところで何ら影響はないという理解でよいか。</p> <p>○ハイヤ大橋は知っているが、1年延ばして大丈夫かなという気がしたので、これは大丈夫ということよろしいのか。</p> <p>○という意味ではなくて、そこまで何も起こらないというふうに聞いているわけで、傷んでいるため補修をしている。それが当初3月で終わる予定だったところが何年も伸びるわけで、その間の安全性は大丈夫かというお尋ねをしている。それは大丈夫ということよいか。</p> <p>○今回発注分と次回発注分とあるが、次回発注はいつなのかということと、次回発注分を別にした理由があれば教えていただきたい。</p> <p>○最初から工期末を令和7年にはできないのか。</p> <p>○例えば、工期が今年度3月までであれば、なかなか入札しにくいと思うが、あらかじめ、来年度の3月までということであれば、工期も余裕があ</p>	<p>め、当初時点ではあくまで3月いっぱいので工期で契約し、繰越承認がえられた後、標準的に必要とされる工期まで延ばしたという実情。</p> <p>○そんなことはない。応急状態で解放している状態で、1日も早く終わらせたいという気持ちでいる。</p> <p>○7年の3月までに終わるとのこと自体は、大丈夫。</p> <p>○それは大丈夫。</p> <p>○次回発注分については、現在入札手続中。発注を分けた理由は予算の関係で、工法を決定したあとに発注準備に入ったが、その時点で有していた予算で発注できる部分について、まず先に発注し、残る部分については、令和5年度の補正予算を確保したところで発注したということ。</p> <p>○事故繰越の場合、まず契約をして、その後に繰越の承認という流れになる。</p>

意見・質問	回答
<p>るので入札しようという企業も増えてくると思うが、最初からそういうふうにはできないのか。</p> <p>○その承認が得られなかった場合、今年の3月までしかできないということで、完成しなかった場合、入札者にもペナルティが課されるということか。</p> <p>○最初から複数年度で工事をするわけで、そういう発注の仕方は難しいのか。</p>	<p>○手続きとしては、今年度いっぱいということでは契約はできない。特記仕様書には、承認が得られれば来年3月まで延ばすという旨、記載して入札を行っている。</p> <p>○今年度いっぱい終わらないからといって、業者にペナルティがあるようなことはない。</p> <p>○この話は、建設業界から非常に評判が良くないことで、根本に単年度予算主義がある。ほとんどの事業は財源に国費を充てており、県も国も複数年度で事業を行うとかうまく協調できれば、最初から債務負担行為という複数年度の発注ができる。しかし、特に今回使っている様な国土強靱化関係の国の補正予算の場合、国の強靱化補正予算も単年度で、国が年度内11月、12月頃に予算が固まって、県も12月議会で予算化して、となるともうその時点でも3ヶ月4ヶ月くらいしかないような単年度予算になっている。</p> <p>実質受注者が手を挙げるのは、3ヶ月4ヶ月で終わるものではないので、当然伸びるなというもので、阿吽の呼吸でわかっていきながら予算をまわしている状況。</p> <p>実務としては、発注するときにあらかじめ補正予算をつけた年は明許繰越という手続きをとり、翌年度までは工期を伸ばして発注できるということ。</p> <p>今回はこの令和4年度の補正予算で令和5年度に発注したため、令和6年度になると事故繰越となること、そして事故繰越の承認は前もって取れないというのが実務であり、令和5年、或いは令和5年の早い時期に発注していれば、令和5年度末までの工期があらかじめ取れてよかったが、年度後半になると、一旦令和6年3月までの工期末をつくり、その時は入札公告に繰越承認ができれば</p>

意見・質問	回答
<p>(報道関係者退出)</p> <p>【総合評価判定シート審議】 非公開</p> <p>4 委員間の意見交換 非公開</p> <p>○以上で本日の審議事項はすべて終了した。</p>	<p>延長するということを示して発注することとなる。ちょうど今頃、財務省と事故繰越の手続きを行っているが、その承諾を得た後に県の手続きでも事故繰越予算のつけかえを3月31日にやるとい、そういった実務を現在やっているところ。課題として我々もとらえているが、なかなか難しい状況で、全国的な問題として考えている。</p>